

川西市告示第 30 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、川西市都市政策部都市政策課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

川西市長 越 田 謙 治 郎

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画用途地域

2 都市計画を変更した土地の区域

川西市丸山台1丁目及び丸山台2丁目、山下町、けやき坂3丁目、けやき坂4丁目、久代3丁目